

# 学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない ～

令和8年4月

高島市立マキノ西小学校

# 目 次

I	いじめ対策の基本的な考え方	2
1	はじめに	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	いじめの定義（法第2条より）	
4	いじめの認知	
II	学校における施策	4
1	学校の基本的施策	
2	学校の取組（別添1）	
3	いじめの防止等の対策のための組織（別添2）	
4	行動計画および年間計画（別添3）	
5	重大な事態への対処	
6	学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
	（別添1）学校の取組	5
1	学校の取組	（5）
	（1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
	（2）いじめの防止と早期発見	
	（3）いじめへの対処	
	（4）職員研修の充実	
2	家庭との連携	（7）
	（1）保護者と学校が一体となった学校づくり	
	（2）保護者との協力	
	（3）PTA活動の促進	
3	地域との連携	（7）
	（1）スクールガードや「放課後子ども教室」指導員等の学校ボランティアとの連携	
	（2）学校運営協議会委員との連携	
	（3）民生委員児童委員との連携	
	（4）地域への働きかけ	
	（5）学童保育との連携	
	（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	8
	（別添3）行動計画および年間計画	9

# I いじめ対策の基本的な考え方

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国や市の基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 いじめの定義（法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

## 4 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、その際には、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することが重要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

## Ⅱ 学校における施策

### 1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

### 2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。（詳細は別添1に記載する）

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。（詳細は別添2に記載する）

### 4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進することとする。（詳細は別添3に記載する）

また、いじめ防止対策委員会が中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

### 5 重大な事態への対処

重大な事態（法28条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

### 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

## (別添1) 学校の取組

### 1 学校の取組

#### (1) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

##### ①正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

##### ②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育みます。

##### ③道徳教育・人権教育や特別活動の充実

道徳教育・人権教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」や「豊かな人間関係を育む力」、「情報モラル(インターネット含む)」を育成します。

##### ④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

##### ⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

##### ⑥児童による主体的な活動の展開

「特別の教科 道徳」の授業はもとより、学級活動や児童会活動等において、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することや、いじめ根絶にかかる集会や話し合いをする機会を設けるなどして、児童による主体的な活動を促進し適切な指導助言を行います。

#### (2) いじめの防止と早期発見

##### ①些細な変化を見逃さない取組

子どもの些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童生徒とのふれあいに努めます。

##### ②児童・保護者へのアンケートの実施

児童や保護者へのアンケートを学期に1回以上実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴え、家庭での様子の変化等を早期に把握します。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法、記名・無記名等を工夫し、的確な把握に努めます。

##### ③教育相談の実施

アンケートと時期を合わせて教育相談を実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする様々な悩みや課題を共感的に理解するよう努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行います。

#### ④全教職員による情報の共有および対策の検討

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有し、子どもへの対応や支援の在り方を検討し共通理解することができるよう下記のような取組を行い、組織的に指導、支援を行います。

- 「子どもを語る会」（学期に1回、教育相談期間に合わせて実施）
- 「職員会議」（毎月1回実施 情報交換や対策の検討等を議題として設定）
- 「職員打合せ」（毎週月曜日に実施 児童の最新の状況を情報交換）
- 保護者対応をより丁寧に行います。欠席しがちな児童宅への家庭訪問やいじめが疑われる事案に気づいた場合、児童に指導した場合の家庭訪問は、速やかに行います。
- 情報については記録を残し、継続して見守ることや進級・進学の際に引き継ぎをする資料とします。

### （3）いじめへの対処

#### ①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

#### ②全ての教職員による組織的な対応

いじめが疑われる事案に気づいた際は、担任や特定の教職員が一人で対応しようとせず、直ちに事案に係る情報の全てを「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、委員会で速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

#### ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

#### ④いじめが解消したと判断する場合には、次の2つの要件が満たされていることとします。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいる。
- ・心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認する。

この場合においても、いじめが再発する可能性があることをふまえ、いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守ります。

### （4）職員研修の充実

#### ①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

#### ②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。

## 2 家庭との連携

### (1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を学校だよりや学年通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

### (2) 保護者との協力

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見や早期対応に取り組みます。

### (3) PTA活動の促進

PTA活動で、いじめの未然防止に関する研修会や講演会を実施するなどして、教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

## 3 地域との連携

### (1) スクールガードや「放課後子ども教室」指導員等の学校ボランティアとの連携

スクールガードや「放課後子ども教室」指導員等の学校ボランティアの方々とは日頃から情報交換を行うことによって、登下校時や活動時の児童の様子や些細な変化を把握し、いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

### (2) 学校運営協議会委員との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会委員に対して、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

### (3) 民生委員児童委員との連携

定期的に民生委員児童委員との会議を持ち、学校のいじめ問題に対する取組について相談したり、地域での児童の様子を情報交換したりするなどしていじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

### (4) 地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校だよりやホームページ等で積極的に地域へ情報発信し、児童に関する課題について、理解と協力を求めます。

### (5) 学童保育との連携

学童保育の指導者と情報交換を行います。

## (別添2) いじめの防止等の対策のための組織 (高島市立マキノ西小学校)

### <いじめ防止対策委員会>

- 構成 校長、教頭、教務、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭  
(教務、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭は兼務あり)
- \*必要に応じて、スクールカウンセラー(マキノ中学校配置)スクールソーシャルワーカーを加える。
  - \*事案に応じて、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加える。

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。なお、以下の役割を果たすために、毎月1回本委員会を開催する。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割
- 5 いじめの解消に関すること

また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

# 令和8年度ストップいじめ行動計画

高島市立マキノ西小学校

わたしたちは、いじめをしないさせない見逃さない

## 教員

### いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 教職員全員が「いじめを絶対許さない。いじめられている児童を守り通す」ことを共通認識し、強い意志のもと同じ姿勢で指導や支援にあたります。
- わかる授業、魅力ある授業に努め、児童の「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育みます。
- 「放課後子ども教室」の実施、縦割り活動や業間活動の充実等を通して、豊かな人間関係を醸成するとともに、健全な社会性を育みます。

### 未然防止と早期発見に努めます

- 教育相談体制を強化し、年3回、アンケート調査や相談活動を行った後、「子どもを語る会」で気になる児童についての共通理解を図り、対策について話し合います。
- 日頃から児童との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境をつくります。
- 休み時間や登下校、更衣室での着替えの時間などに気を配るとともに、スクールガードや「放課後子ども教室」指導員等の学校ボランティアとの連携を密にして、児童の状況把握に努めます。

### 職員研修の充実を図ります

- いじめに関する研修(インターネットによるいじめを含む)を行い、その研修内容を児童への指導に活かすことによって、いじめの未然防止を図ります。
- 生徒指導研修や教育相談研修の内容を確実に伝達講習し、全教職員による共通認識を図ります。

### 指導体制の強化に努めます

- 「報告・連絡・相談・確認・記録」の校内体制を機能させ、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに組織で対応します。
- 必要があれば、迅速に市教委や教育相談・課題対応室、警察等の関係機関と連携をとります。
- 生徒指導のさ(最悪の事態を想定し)し(慎重に)す(素早く)せ(誠実に)そ(組織的に)を常に念頭に置き、共通理解から共通実践につなげます。

### 説明責任を果たします

- いじめが確認された場合、被害、加害両方の保護者に事実の報告をし、解消に向け理解と協力を求めます。
- 気になる児童の様子や些細なトラブルも記録に残し、場合によっては保護者に連絡をします。
- 学校便りや学年通信で、学校や学級での取り組みを知らせ、家庭や地域に協力をあおぎます。

## 子ども

### いじめのない楽しい学校をつくります

- 業間時間を活用し、学級遊びや縦割り遊びで仲良く遊び、縦横につながる仲間づくりをします。
- 正しく丁寧な言葉遣いをし、相手を傷つける言葉は使いません。
- 「ストップいじめ全校集会」や児童会中心の活動により、いじめゼロをよびかけます。
- 自己中心的な行動を慎み、友達の気持ちを考えて行動します。

### 学級活動などに意欲的に取り組みます

- 毎月の生活目標や学級目標を守ります。
- 人の話をしっかりと聞き、自分の意見もきちんと言います。
- 自分たちでできることを自分たちで考え、行動に移します。

### 先生や保護者の話を素直に聞きます

- いじめを見たり、されたり、困った事があれば、すぐに先生や親に相談します。
- 「マキノ西小みんなの約束」をきちんと守ります。

## 保護者

### 子どもを見守り、向き合います

- 子どもの話を丁寧に聞き、思いをしっかり受け止めるとともに善悪の指導は毅然とした態度でします。
- 地域の方々や保護者とのつながりを深め西小の子どもを西小地域で育てます。

### PTA活動を促進します

- 研修会や講演会に積極的に参加し、いじめに対する認識や理解を高めます。(インターネットによるいじめを含む)
- 日頃から保護者同士声をかけ合い、連携に努めます。
- ひびきあい活動をより充実、工夫し、年に最低1回は「いじめ」に関する話し合いを持ちます。

### 学校と協力し解決にあたります

- スクールガード等の学校ボランティアとして児童を見守り、問題の早期発見や防止に努めます。
- 心配なことは迷わず学校に相談し、冷静に対応します。

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

高島市立マキノ西小学校

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	□前年度児童アンケート集計確認（職員会議・生徒指導推進委員会） ■学級開き カウンセリング 正義感あふれる学校づくり ■いじめ防止対策委員会	▲P T A主催人権研修会内容検討 ▲家読（家庭読書）推進・ノースクリーンデー運動
5月	□いじめ防止に関する職員研修会 ●あいさつ運動強化月間 □職員会議議題化（いじめ根絶） ■いじめ防止対策委員会 ○業間活動の活性化（縦割り活動）	◇放課後子ども教室
6月	■第1回児童・保護者アンケート実施・集計・分析 □教育相談週間 □職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■マ西小の子どもを語る会① ■いじめ防止対策委員会 ○学校生活アンケート（児童学校評価） □○ストップいじめ集会への参加 ■いじめ防止対策委員会	◇放課後子ども教室
7月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） □1学期学校評価（いじめ根絶） ■いじめ防止対策委員会	▲学校評価（いじめ根絶の取組含む） △個別懇談会
8月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■職員研修（いじめ関連）	△役員会（情報交流）
9月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ●あいさつ運動強化月間 ○縦割班での応援合戦 ●運動会の縦割班での競技 ■いじめ防止対策委員会	▲環境整備作業 ▲秋季運動会児童支援（役員会）
10月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■いじめ防止対策委員会	◇放課後子ども教室 △各種研修会等への積極的参加
11月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■マ西小の子どもを語る会② □教育相談週間 ■第2回児童・保護者アンケート実施（無記名）・集計・分析 ■いじめ防止対策委員会 ■情報モラル学習会（スマートフォン）	▲P T A主催人権（いじめ）研修会（広報研修部） △家読活動強化月間 ◇放課後子ども教室 △役員会（情報交流）
12月	■人権週間の取組 ○人権作文 □職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■いじめ防止対策委員会	△スノーフェスティバル準備 △学級懇談会
1月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ■いじめ防止対策委員会	▲親子のふれあい強化月間 △△スノーフェスティバル準備
2月	■第3回児童・保護者アンケート実施・集計・分析 □職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） □教育相談週間 ■マ西小の子どもを語る会③ ■いじめ防止対策委員	△新現役員会での取組事項引継 △家読活動強化月間 ▲情報モラル学習会（携帯電話・インターネット等）参加
3月	□職員会議議題化（生徒指導・いじめ関連） ●あいさつ運動強化月間 ■児童引継事項まとめ（いじめ問題指導支援記録簿等） ■いじめ防止対策委員会	▲年間の反省・総括（いじめ関連）
通年	□職員打ち合わせ有効活用 □一斉下校指導 ■職員会議の定例議題化（いじめ・生徒指導・教育相談）□儀式的行事の利用（厳粛な気持ち・態度） ●児童会によるあいさつ運動 ●児童集会での委員会発表・下校時帰りの集いでの呼びかけ ■いじめ防止対策委員会	▲P T A行事への積極的参加 ▲朝のあいさつ運動 ◆スクールガードの取組 ▲家読・家庭学習がんばろう週間への支援協力 ▲ノースクリーンデー運動

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）